

令和5年2月 28 日
記者発表資料

産官7団体で「パートナーシップ構築宣言」の普及と宣言の実効性向上に向けた緊急要請を行います

昨今のエネルギー・原材料価格の高騰や人手不足の深刻化等の中、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進めることで、大企業、中小企業を問わずに新たなパートナーシップを構築することが必要です。

そこで、県内事業者の皆さまに「パートナーシップ構築宣言」の取組みに参加いただくとともに、その趣旨を社内の取引現場や取引先への周知・徹底を図り、その実効性を高めていただくため、県及び県内経済6団体は、県内事業者の皆さまに緊急要請を行います。

1 要請日

令和5年2月 28 日

2 要請者

黒岩 祐治 神奈川県知事
上野 孝 一般社団法人神奈川県商工会議所連合会会頭
関戸 昌邦 神奈川県商工会連合会会長
森 洋 神奈川県中小企業団体中央会会長
野並 直文 一般社団法人神奈川県経営者協会会長
石渡 恒夫 一般社団法人神奈川経済同友会代表幹事
片岡 達也 同上
田中 勉 神奈川県中小企業家同友会代表理事
本多 修 同上

3 要請内容等

別紙のとおり

4 相談窓口

価格交渉促進月間(令和5年3月)に備え、本日より「パートナーシップ構築宣言に係る特別相談窓口」を設置します。

連絡先	電話番号	所在地	相談時間
公益財団法人神奈川産業振興センター 経営総合相談課	045-633-5200	横浜市中区尾上町 5-80 (神奈川中小企業センタービル4階)	平日8時30分 から17時15分

5 優遇措置

県では、「パートナーシップ構築宣言」を行った県内事業者に対する優遇措置を検討していません。詳細は、今後、県ホームページなどでお知らせします。

6 参考

「パートナーシップ構築宣言」の内容の詳細や、県の取組については、こちらのページをご参照ください。

「パートナーシップ構築宣言」の作成と公表

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/chusho/partnership.html>

問合せ先

神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課

課長 和泉 電話 045-210-5550

副課長 大居 電話 045-210-5551

令和5年2月28日

県内事業者各位

神奈川県	知事	黒岩 祐治
一般社団法人神奈川県商工会議所連合会	会頭	上野 孝
神奈川県商工会連合会	会長	関戸 昌邦
神奈川県中小企業団体中央会	会長	森 洋
一般社団法人神奈川県経営者協会	会長	野並 直文
一般社団法人神奈川県経済同友会	代表幹事	石渡 恒夫
	代表幹事	片岡 達也
神奈川県中小企業家同友会	代表理事	田中 勉
	代表理事	本多 修

「パートナーシップ構築宣言」の普及と宣言の実効性向上に向けた緊急要請

県内事業者の皆さまにおかれましては、日頃より取引先との公正・適正な取引の推進に向け、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、昨今のエネルギー・原材料価格の高騰や人手不足の深刻化等は、企業活動に大きな影響を及ぼしており、特に財務基盤が弱い中小企業は、従業員に対して、物価の上昇に見合った賃上げを行うことが難しく、人材確保にさらなる困難を極めている状況にあります。

このような状況から脱却するためには、新たな付加価値の創造による「成長」と、公正・適正な取引や賃上げを含む人への投資による「分配」の好循環の実現を図ることが必要です。

こうした観点から、企業間取引の適正化によるサプライチェーン全体の共存共栄を目指す仕組である「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーン全体での成長と分配の好循環を実現するためには不可欠な取組です。

そこで、大企業、中小企業を問わず、多くの県内事業者の皆さまに、「パートナーシップ構築宣言」の取組みに参加いただくとともに、その趣旨を社内の取引現場や取引先への周知・徹底を図りその実効性を高めていただくよう、今般、県及び県内経済6団体は、次のとおり、県内事業者の皆さまに緊急要請を行います。

1 要請内容

サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進めることで、大企業、中小企業を問わずに、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目について重点的に取り組むことを要請します。

- (1) 「パートナーシップ構築宣言」に未登録の県内事業者は、登録くださるようお願いいたします。また、登録事業者は、社内の取引現場に宣言内容を浸透させるよう、実効性ある取組をお願いいたします。
- (2) 実効性確保のため、特に次のことに重点的に取り組んでいただくようお願いいたします。
 - ・ 取引先から価格協議の申出があった場合には、積極的に応じ、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を考慮した上で、取引対価を決定するなど、適切な価格決定を行ってください。
 - ・ 部品等の供給が遅延していることに伴い、納期が長期化せざるを得ない取引においては、工程や段階に応じた支払いとするなど、取引先の資金繰りにも特段の配慮をしてください。

【参考】

- パートナーシップ構築宣言ポータルサイト（中小企業庁他）
「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」トップページ
<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」 パートナーシップ構築宣言登録のためのページ
<https://www.biz-partnership.jp/entry/form.php>



- 「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表（県ホームページ）
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/chusho/partnership.html>
- パートナーシップ構築宣言に係る特別相談窓口
公益財団法人神奈川産業振興センター
相談時間 平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
連絡先 045-633-5200

別添 パートナーシップ構築宣言ご案内チラシ
(取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ
「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表しませんか)

取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

「パートナーシップ構築宣言」を 作成・公表しませんか

①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」 防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※下請中小企業振興法に基づく基準

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm>)

②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- (公財) 全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト
(<https://www.biz-partnership.jp>) に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



＜ロゴマークに込められた思い＞
大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

- 内閣府政策統括官付
参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1540
- 中小企業庁企画課 03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

- (公財) 全国中小企業振興機関協会
03-5541-6688
提出先URL : <https://www.biz-partnership.jp>



当協会と都道府県協会の連携により
中小企業を支援します。
公益財団法人
全国中小企業振興機関協会

